

会津クラブチームバスケットボール連盟規約

第1章 名称と事務局

- 第1条 本連盟は会津クラブチームバスケットボール連盟と称する。
第2条 本連盟の事務局は、会長の指定する所に置く。

第2章 目的と事業

- 第3条 本連盟は、クラブチームの健全な普及発展を図るとともに、技術向上・指導者の要請及び加盟チームの連携並びに親善を図ることを目的とする。
第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 各種バスケットボール大会の開催。
2. バスケットボール競技の普及、発展並びに技術向上のための研究及び指導。
3. その他、目的達成に必要と認めた事項。

第3章 組織

- 第5条 1. 本連盟は、会津内のクラブチーム・一般チーム（大学・実業団）をもって組織する。
2. 会津バスケットボール協会に加盟する。

第4章 役員

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。
1. 会長1名 2. 副会長若干名 3. 理事長1名 4. 理事若干名
5. その他、必要に応じて顧問、参与を置くことが出来る。但し、会長が認めたときは副理事長を置くことが出来る。
第7条 役員選出の方法は次の通りとする。
1. 会長、副会長、理事長、監事は理事会で選出する。
2. 理事は各チームごとに1名選出するほか、会長の推薦する理事若干名とする。
3. その他の役員は、会長・理事長の推薦で決める。
第8条 役員の仕事は次の通りとする。
会長は本連盟を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はその仕事を代行する。理事長は理事会を代表し、業務を統括する。
第9条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。
補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

- 第10条 定例理事会は、毎年1回（4月会津バスケットボール協会評議員総会時）開催し、次のことを決める。但し、必要に応じ臨時に開くことも出来る。
1. 事業計画 2. 役員を選出 3. 規約の改正 4. その他、重要事項の審議

第6章 登録

- 第11条 本会に加入しようとするチームは会津バスケットボール協会に登録しなければならない。登録は所定の登録用紙に記入の上、登録料を添えて提出しなければならない。

第7章 会計

- 第12条 本会の経費は各チームの登録料、参加料、その他の収入をもって充てる。

- 付則 この規約は平成7年4月22日より実施する。